



国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

お知らせ

記者発表資料

配 布 日

令和7年8月6日

資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
岩国日刊記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

『太田川水系・小瀬川水系の河川協力団体』を募集します

～パートナーシップの拡充に向けた取り組み～

太田川水系と小瀬川水系の国が管理する河川管理区間（ダム湖含む）において、以下のとおり河川協力団体を募集します。

【概要】

1. 『河川協力団体』を募集します

○募集区間 太田川河川事務所が管理する河川管理区間（太田川、小瀬川）

温井ダム管理所が管理するダム管理区間（太田川）

弥栄ダム管理所が管理するダム管理区間（小瀬川）

※募集は太田川河川事務所が行います

○募集期間 令和7年8月6日から令和7年10月3日まで

○募集要項 詳細については、太田川河川事務所のホームページをご確認下さい

<http://www.cgr.mlit.go.jp/ohtagawa/>

2. 問い合わせ等

○河川協力団体の制度、申請方法について、ご不明な場合は下記へ問い合わせ下さい。

『河川協力団体』とは

- ・河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の団体を支援するものです
- ・河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです



太田川
シンボルマーク



小瀬川
シンボルマーク

問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所

電話 082-222-9247（占用調整課）

【担当】

副 所 長 村上 友章（むらかみ ともあき）

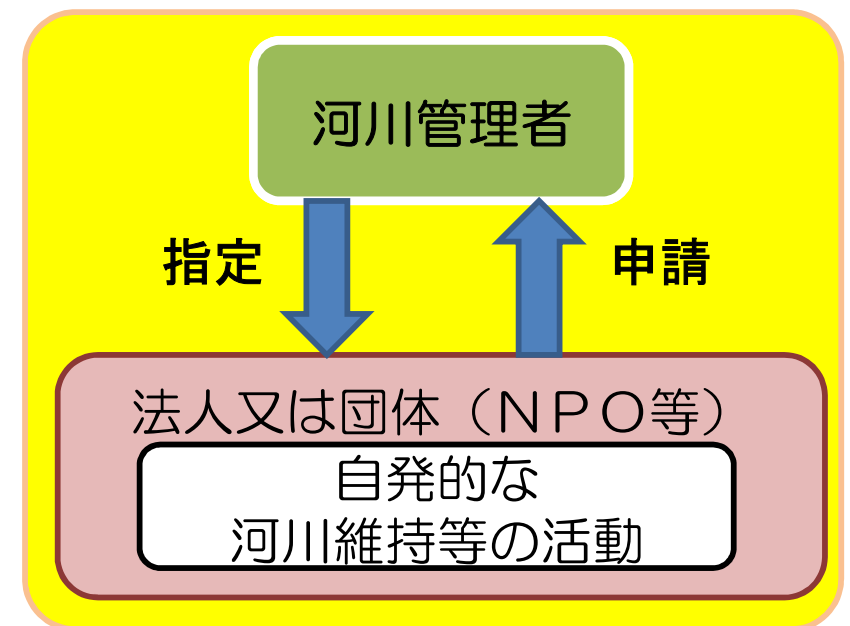
占用調整課長 竹山 真一（たけやま しんいち）

河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



マイ防災マップづくり



安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※
- ・工事等の実施の承認(法第20条)
 - ・土地の占用の許可(法第24条)
 - ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
 - ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
 - ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
 - ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。
委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】

地方公共団体にのみ委託可能

拡大

【法改正後】

国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良